

3 激甚災害指定、災害救助法適用の状況

ア 激甚災害の指定状況（内閣府防災担当）

（1）激甚災害指定

- ①平成16年新潟県中越地震による災害
(平成十六年十二月一日政令第三百七十七号)
- ②平成12年から平成15年三宅島噴火による災害
(平成十五年三月十二日政令五十一号)
- ③平成16年新潟県中越地震による災害
(平成十六年十二月一日政令第三百七十七号)
- ④平成十七年六月二十七日から七月十五日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(平成十七年九月九日政令第二百九十六号)
- ⑤平成十七年九月一日から同月七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(平成十七年十月二十八日政令第三百二十九号)
- ⑥平成16年新潟県中越地震による災害
(平成十六年十二月一日政令第三百七十七号)

（2）局地激甚災害指定（県内）

(平成十七年九月九日政令第二百九十六号)

- ①平成十七年六月二十七日から七月十五日までの間の豪雨による災害

矢部村

※（1）、（2）とも内閣府防災担当によるものであるため、必ずしも
本県における災害の名称、発生期間と一致するとは限らない。

※激甚災害（本激）と局地激甚災害（特定地域に係る激甚災害）（局激）の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位で災害を指定します。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等によって特例措置が適用されます。（例：特定地方公共団体）

イ 災害救助法の適用（厚生労働省社会・援護局）

①平成17年3月20日の福岡県西方沖地震による災害

福岡県、福岡市